

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、パンフレットに記載する募集型企画旅行会社（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- （株）パディジャパン（東京都渋谷区恵比寿南1ー20ー1 観光庁長官登録旅行業第1282号）
- (2) 当社のお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3) 契約の内容・条件は、パンフレットまたはインターネットにおいて旅行日程等コース毎の条件を説明したものと（以下総称して「パンフレット」といいます）、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます。）及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。

3. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1) 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、パンフレットに記載したご旅行代金の全額又は申込金を添えてお申込みいただけます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。

お申込金（おひとり）	
旅行代金	お申込金
3万円未満	旅行代金の10％
6万円未満	12,000円
10万円未満	20,000円
15万円未満	30,000円
15万円以上	旅行代金の20%

- (2) 当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約のお申し込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨（ご旅行代金の全額又は規定に定めた申込金並びにお支払い期日を明記した予約確認書（以下「予約確認書」といいます。）をご請求書を発行したとき）を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出とご旅行代金の全額又は申込金の支払をしていただけます。この期間内にお支払がなされない場合は、当社はお申し込みがなかったものとして取り扱います。
- (3) 旅行契約は、電話によるお申し込みの場合は、本項(2)によりご旅行代金の全額又は申込金を当社が受理したときに、また、郵便又はファクシミリでお申し込みの場合は、ご旅行代金の全額又は申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約を承諾する通知（予約確認書）を出したときに、成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第24項(3)の定めにより契約が成立いたします。
- (4) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (5) 契約責任者は、当社らが定める日まで、構成員の名簿を当社らに提出しなければなりません。
- (6) 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (7) 当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。
- (8) お申し込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様の承諾を得て、お客様に期限を確認したうえで、お待ちいただくことがございます（以下、この状態のことを「ウェイティング」といいます。）この場合、お客様をウェイティングのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力をいたします。この場合でも当社は申込金を申し受けます（ウェイティングの登録は予約完了を保証するものではありません。）。ただし、「当社が予約の可能となった旨を通知する前にお客様よりウェイティング登録の解除のお申し出があった場合」又は「お待ち頂ける期限までに結果として予約ができなかった場合」は、当社は当該申込金を全額払い戻します。
- (9) 本項(8)の場合で、ウェイティングコースの契約は、当社が予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するものとします。

4. お申し込み条件及び参加資格

- (1) 20才未満の方は保護者の同意書が必要です。15才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2) 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) ①慢性疾患をおもちの方、②現在健康を損なっている方、③妊娠中の方、④障害をおもちの方などで、特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行申し込み時にお申し出下さい。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。なお、この場合、当社は医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者／同伴者の同行などを条件とさせていただきますが、コースの一部について内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- (4) 当社は、本項(1)(2)(3)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申し込みの日から、(3)はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- (5) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (6) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- (7) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (8) その他当社の業務上の都合があるときには、ご参加をお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1) 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- (2) 本項(1)の契約書面を補充する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

6. 旅行代金のお支払い

- (1) 旅行代金は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前にお支払いいただけます。旅行開始日の前日起算でさかのぼって21日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただけます。
- (2) 旅行代金のお支払い方法については、原則現金でのお支払いとなります。旅行手配が完了後、手配内容を明記したご予約確認書及びご請求書を発行いたしますので、ご請求書に記載された指定口座に期日までにお支払いいただけます。また、直接当社へ現金でのお支払い方法も可能です。
- (3) カードでの決済をご希望の場合は、その都度当社が承認した場合に限り承ります。この場合は第24項に規定する通信契約を締結していただけます。また、第24項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無くして旅行代金（申込金、追加代金として表示したものを含みます。）や第14項に規定する取消料・違料料、第1項に規定されている追加代金及び第13項記載の交替手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

7. 旅行代金について

- (1) 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上（航空機利用コースは満3歳以上）12歳未満の方は、こども代金となります。
- (2) 旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日とご利用人数でご確認ください。
- (3) 「旅行代金」は、第3項の「申込金」、第14項（1）の「取消料」、第14項（3）の「違約料」、及び第23項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はパンフレットにおける「旅行代金」の計算方は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラス）、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税。
- (2) 添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付。
- (3) その他パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したものを。上記諸費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても払戻しいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

- 第8項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示いたします。
- (1) 超過手荷物料金（規定の重量・容量・個数を超える分について）。
- (2) クリーニング代、電報電話料、追加飲食費等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
- (3) ご希望者のみ参加されるオプションツアー（別途料金の小旅行）の代金。
- (4) お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金（入場料・拝観料・食事代・写真代・交通費等）。
- (5) ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費。
- (6) 運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）
- (7) 日本国内の空港施設使用料
- (8) 旅行日程中の空港税等（日本国内通行税を含む）（ただし、空港税等を含んでいることを当社で明示したコースを除きます）

10. 追加代金

第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます（あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。）。

- (1) ホームページ・パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
- (2) 「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金。
- (3) パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。
- (4) パンフレット等で当社が「国内線特別料金」と称する航空座席のクラス変更に要する運賃差額。
- (5) パンフレット等で当社が「C・Fクラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に要する運賃差額
- (6) その他パンフレット等で「×××追加代金」と称するもの。

11. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地震、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

12. 旅行代金の変更

- (1) 当社は利用する運送機関の適用運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日からさかのぼって起算して15日目にあたる日より前にお客様にその旨を通知いたします。
- (2) 前項の事由により旅行内容を変更したことによって、旅行の実施に要する費用が増加するときは、運送・宿泊機関等が当該サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものを除き、その範囲内において旅行代金を変更することがあります。
- (3) 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- (4) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

13. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を、別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます（既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。）。また契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

14. 取消料

(1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合には下記に定める取消料をいただきます。

- 海外旅行に係る取消料
 - 取消日／旅行開始日の前日から起算してさかのぼって

- 31日目にあたる日以前解除・・・無料
- 30日前にあたる日から3日前までの解除・・・旅行代金の20％
- 旅行開始日の前々日以降に解除する場合・・・旅行代金の50％
- 旅行開始後の解除または無連絡不参加・・・旅行代金の100％

- (2) 当社の責任とならないローンの取扱上の事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いいただけます。
- (3) 旅行代金が期日までに支払われなときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。
- (4) お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を収受します。

15. 旅行開始前の解除

- (1) お客様の解除権
- お客様はパンフレットに記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申込店の営業時間内にお受けします。
 - お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除できます。
 - 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。
 - 第12項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
 - 天災地震、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - 当社がお客様に対し、第5項(2)記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
 - 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
 - 当社は本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(1)の②により、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払い戻しいたします。

(2) 当社の解除権

- お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われなときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは取消料に相当する額の違約料をお支払いいただけます。
- 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
 - お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
 - お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目にあたる日より前に旅行中止のご通知をいたします。

- 天災地震、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由によりパンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

- 当社は本項(1)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいはお申込金）から違約料を差し引いて払戻いたします。また、本項(2)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいはお申込金）の全額を払戻いたします。

16. 旅行開始後の解除

(1) お客様の解除権

- お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- お客様の責に帰さない事由により契約書面に従ったサービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分をお客様に払戻いたします。

(2) 当社の解除権

- 当社は次に掲げる場合において旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して旅行契約を解除ことがあります。
 - お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
 - お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員の指示に従わない等、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - 天災地震、暴動、運送・宿泊機関のサービスの提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由により旅行の継続が不可能となったとき。
 - 上記cの一例として、日程に含まれる地域について外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出され旅行の継続が不可能になったとき。

②解除の効果及び払戻

本項(2)の①のa, b, cにより旅行契約の解除が行われたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。また、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。当社は、旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払戻いたします。

- 本項(2)の①のa、cにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

17. 旅行代金の払い戻し

- (1) 当社は、第12項の規定により旅行代金を減額した場合又は第14項から第16項までの規定によりお客様若しくは当社が旅行契約を解除した場合において、お客様に対し払戻しすべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払戻しいたします。
- (2) お客様は、出発日より1ヶ月以内に商品を購入された販売店に払戻しをお申し出下さい。
- (3) クーボン類の引渡し後の払い戻しについては、お引渡ししたクーボン類が必要となります。クーボン類の提出がない場合には、旅行代金の払い戻しができないことがあります。

18. 添乗員等

- (1) **添乗員同行**表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行なうサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従って頂きます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- (2) **現地添乗員同行**表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。

(3) **現地係員案内**表示コースには、添乗員は同行いたしませんが、現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行います。

- (4) 個人型プランは添乗員等は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行って頂きます。
- (5) 現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行って頂きます。

19. 当社の責任

- (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。
- (2) 手荷物について生じた本項(1)の損害については同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、1人15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償いたします。
- (3) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。

- 天災地震、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
- 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害。
- 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
- 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止。
- 自由行動中の事故。
- 食中毒。
- 盗難。
- 運送機関の運延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的滞在時間の短縮。

20. 特別補償

- (1) 当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金・後遺障害補償金及び入院見舞金を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金を支払います。
- (2) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (3) 当社は、現金・有価証券・クレジットカード・クーポン券・航空券・パスポート・コンタクトレンズ等の当社約款に定めら

れている補償対象除外品のほか、以下に定めるものも補償対象除外品とさせていただきます。

○宝石・貴金属類（但し、原則的に腕時計・眼鏡等日常で実用的に使用されているものは除きます。）、パソコン・ワープロ及びこれらの付属品、各種データその他これらに準ずるもの、運転免許証・査証・預金証書又は貯金証書（通帳及び現金自動支払機用カードを含みます。）その他これらに準ずるもの、ウィンドサーフィン・スキューバダイビング・サーフィンその他これらに準ずる運動を行うための用具。

- (4) 当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

海外旅行傷害保険加入のおすすめ 安心してご旅行をしていただくため、お客様ご自身で保険をかけられることをおすすめいたします。

21. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) クーポン券類紛失の場合、当該クーポン類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は運送機関が定める金額とします。

22. オプションツアー又は情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が実施する募集型企画旅行（以下「当社主催のオプションツアー」といいます。）の第2 0項（特別補償）の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。但し、当該当社主催のオプションツアーのご参加が主たる募集型企画旅行契約の日程中でない他の日にご参加である場合は、この限りではありません。
- (2) オプションツアーの主催者が当社以外である旨をパンフレットで明示した場合には、当社は、当該オプションツアー参加中にお客様に発生した第2 0項（特別補償）で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき損害補償金を支払います。また、当該オプションツアーの催行に係る主催者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該オプションツアーを催行する当該主催者のために拠ります。
- (3) 当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第2 0項の特別補償規定は適用しますが、それ以外の責任を負いません。

23. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（但し次の①～③で規定する変更を除きます。）は、旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して3 0日以内にお客様に支払います。但し、当該変更について当社に第1 9項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかでない場合は、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- ① 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません（但し、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。）。
- 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変。
 - 戦乱。
 - 暴動。
 - 官公署の命令。
 - 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止。
 - 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供。
 - 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置。
- ② 第1 5項から第1 6項までの規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- ③ 次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更であっても、「最終旅行日程表に記載した日程からの変更の場合で、募集パンフレットに記載した範囲内の旅行サービスへの変更である場合」は、当社は変更補償金を支払いません。
- ④ 募集パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2) 本項(1)にかかわらず、当社が1つの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、旅行代金に1 5%を乗じて得た額を上限とします。また、1つの旅行契約に基づき支払うべき変更補償金の額がお一人様につき1,000円未満であるときは、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の経済的利益の提供をもって補償を行うことがあります。
- (4) 当社が本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第1 9項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額と旅行者が返還すべきこととなる変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額＝1件につき下記の率×旅行代金	
	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
一、契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1. 5%	3. 0%
二、契約書面に掲載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地的変更	1. 0%	2. 0%

三、契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。）	1. 0%	2. 0%
四、契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1. 0%	2. 0%
五、契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1. 0%	2. 0%
六、契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1. 0%	2. 0%
七、契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1. 0%	2. 0%
八、契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1. 0%	2. 0%
九、前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2. 5%	5. 0%

注1：「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2：確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合においては、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

注3：第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

注4：第四号に掲げる運送機関に会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5：第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。

注6：第九号に掲げる変更については、第一号から第八号までの率を適用せず、第九号によります。

24. 通信契約による旅行条件

当社提携のクレジットカード会社のカード会員（以下「会員」といいます。）より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと（以下「通信契約」といいます。）を条件に申込を受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります（受託旅行者により当該取扱ができない場合があります。また取扱できるカードの種類も受託旅行者により異なります。）。

- (1) 通信契約による旅行契約は、当社らが旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合には、当社らがその通知を発した時に成立し、当社がe－ma i l等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到着した時に成立するものとします。
- (2) 「カード利用日」とは旅行代金等の支払い又は払戻しをする日をいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします（但し、成立日が旅行開始前日から1 4日目にあたる日より前の場合は「1 4日目（休業日にあたる場合は翌営業日）」といたします。）また取消料のカード利用日は「契約解除依頼日（解約のお申し出が旅行代金のカード利用日以降の場合は、お申し出翌日から7日間以内をカード利用日として払い戻します。）」となります。
- (3) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、第1 4項(1)の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

25. 旅券・査証について

- (1) ご旅行の要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社らは定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続きの一部代行を行います。この場合、当社らはお客様自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。
- (2) 渡航先の国又は地域によって旅券に有効残存期間を必要とする場合や査証を必要とする場合があります。ホームページ又は別途お渡しする書面記載内容をご確認ください。

26. 海外危険情報について

渡航先によっては「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が発出されている場合があります。お申し込の際に海外危険情報に関する書面をお渡しいたします。
また、「外務省海外安全HP：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>」でもご確認ください。

27. 保健衛生について

渡航先の衛生状況については「厚生労働省検疫感染症情報HP：<http://www.forth.go.jp/>」でご確認ください。

28. 個人情報の取扱い

当社らは、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡の為に利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領の為の手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

29. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。

30. その他

- (1) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生等に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様のご便宜を図るため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。ワシントン条約や国内諸法令により日本への持込が禁止されている品物がございますので充分にご注意下さい。
- (3) お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度（フレックストラベラー制度）に同意をし、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配債務・旅程管理債務は履行されたとし、また、当該変更部分に関わる旅程保証責任・特別補償責任は免責となりますので、ご了承ください。
- (4) 当社が募集型企画旅行により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについては記載している発空港を出発(集合)してから、当該空港に帰着(解散)するまでとなります。海外発着のものについては、日程表等でご案内した海外での集合場所に集合してから、海外での解散場所で解散するまでとなります。
- (5) こども代金は、旅行開始日当日を基準に満2歳以上～1 2歳未満の方に適用いたします。幼児代金は旅行開始当日を基準に、満2歳未満で航空座席及び客室におけるベットを専用では使用しない方に適用します。
- (6) 日本国内の空港から、本項(4)の発着空港までの区間を別途手配した場合は、特に記載のない限りこの部分は募集型企画旅行契約の範囲に含まれません。
- (7) 当社らの募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。

- (8) 当社所定の申込書にお客様のローマ字氏名をご記入される際には、ご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合当社らは、お客様野交替の場合に準じて、第13 項のお客様の交替手続料をいただきます。尚、運送・宿泊機関に事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には第15 項の当社所定の取消料をいただきます。
- (9) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。